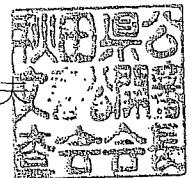


答申第31号
平成13年1月19日

秋田県教育委員会 様

秋田県公文書公開審査会
会長 平川信



秋田県情報公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成11年12月24日付け教義-2442により諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

秋田県教育委員会が平成11年11月29日付け教義-2205で行った「小学校教科用図書調査研究員（平成11年度）の氏名、肩書（所属）」の非公開決定に対する異議申立て

（諮問第65号）

δ_2

δ

(

—

諮詢第65号

答 申

第1 審査会の結論

教育庁義務教育課の「小学校教科用図書調査研究員及び担当指導主事」(以下「本件公文書」という。)について、秋田県教育委員会(以下「実施機関」という。)が非公開とした決定は、これを取り消し、公開することが妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、平成11年11月15日、「秋田県教科用図書選定審議会調査員(直近)の氏名、肩書(所属)」の公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に係る公文書を本件公文書と特定のうえ、条例第6条第1項第5号及び第6号の規定により、非公開とし、平成11年11月29日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、この処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、平成11年12月2日、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容等

実施機関は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年

法律第182号。以下「法」という。) 第10条の規定により市町村教育委員会が行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うため、教科用図書調査研究報告書(以下「報告書」という。)を作成しているが、本件公文書は、報告書の作成に当たって、採択の対象となる教科用図書の専門的な調査研究事務に携わる調査研究員及び担当指導主事の名簿であり、これには教科、種目ごとに数名の調査研究員等の氏名、年齢、性別及び勤務校・所が記載されている。

2 教科用図書採択事務の流れ等

具体的な判断に当たり、その前提となる主な事項について、あらかじめ以下のとおり簡潔に記述する。

(1) 教科用図書採択の手続き

教科用図書の採択は、市町村教育委員会が行うこととされている。

また、法第12条の規定により実施機関が設定した採択地区毎に關係市町村教育委員会は、当該採択地区内においては同一の教科用図書を採択することとされている。

県内に設定された9つの採択地区内の各市町村教育委員会は、共同採択のための組織として教科用図書採択協議会(以下「協議会」という。)を設置し教科用図書の調査研究を行い、協議のうえ採択地区内で共通して使用される教科用図書の採択を行っている。

(2) 調査研究員の委嘱手続き等

実施機関は、教科用図書の採択に係る指導等に関する事務として、法第11条第1項の規定に基づき秋田県教科用図書選定審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて報告書を作成している。

審議会は、秋田県教科用図書選定審議会規則第1条第5項の規定に基づき調査研究員を置き、当該調査研究員の教科用図書に関する専門的な調査研究に基づき実施機関に意見として答申している。

実施機関の説明によると、調査研究員は、義務教育諸学校の教員のうちから、各教育事務所の推薦をもとに実施機関が任命しており、その任期は教科用図書の当該採択時限りで、次期採択以降に再任されることはない。

(3) 報告書の内容及び位置づけ

報告書には、各教科毎に採択の対象となる教科用図書数点について、一定の調査研究の観点に基づき、その内容及び構成の特色並びに本文及び図版等の分量の

多寡などに関する調査研究の結果が記載されている。

その具体的な内容は、調査研究を行うこととされている事項の10項目について項目毎に、学習指導を有効に進めるうえで各教科用図書がどのような配慮又は工夫等のもとに編集されているかなどに関する評価が記載され、他の教科用図書との比較による相対的な評価や採択の優先順位など個々の教科用図書に優劣をつける事項は一切記載されておらず、それぞれの有する特色等が客観的に記載されているものと認められる。

実施機関は、この報告書を協議会に送付し、協議会はその教科用図書採択の参考資料として利用している。

なお、教科用図書の採択は、法施行令第14条の規定により原則として4年に1度行われ、それに合わせて報告書も原則として4年に1度作成されるものであるが、平成14年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い小学校に係る教科用図書の次期採択は、平成13年度の予定となっている。

(4) 教科用図書発行者による営業活動と規制等

民間企業である教科用図書発行者（以下「発行者」という。）にとって、自ら発行する教科書が採択されるかどうかは企業の存続に直結する最大の関心事であり、時に社会的に是認される範囲を越えて行き過ぎた営業活動が行われることもあり得ることから、それを防止するための規制等として、文部省の通達があるほか以下の事項が定められている。

ア 公正取引委員会による不公正な取引方法の指定（昭和57年6月18日告示）

独占禁止法第2条第9項の規定に基づき、公正取引委員会が教科書業について、発行者又は販売者による教科用図書使用者又は選択関係者に対する金品、物品、きょう応などを不公正な取引方法として指定し、同法第19条においてこれを禁止している。

イ 社団法人教科書協会による申し合わせ

発行者を会員とする社団法人教科書協会においては、教科用図書の宣伝自粛に関する申し合わせ事項を定め、採択関係者の自宅訪問の禁止などを自主的に規制している。

これらの規制等は、営業活動を禁止するものではなく、また教科用図書調査研究報告書等の公開の有無とは関わりなく定められているのであり、営業活動はこれまでと同様に、教科用図書調査研究報告書等の公開とは関わりなく続けられるものである。

3 具体的な判断

実施機関は、本件公文書が条例第6条第1項第5号及び第6号に該当すると主張しているので、以下順に検討する。

(1) 条例第6条第1項第5号該当性について

ア 本号の解釈について

本号は、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものが記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

- (一) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- (二) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- (三) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- (四) 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (五) 県又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

本号は、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業は、法令等に基づき公益に適合するように行われなければならず、また自らの判断と責任において適正に遂行することが求められていることから、これらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は、公開しないことができたものである。

イ 本件公文書の該当性について

本件公文書は、実施機関が教科用図書の採択に係る指導等に関する事務として行う報告書の作成のために、当該報告書作成に携わる者として実施機関により任命された調査研究員の名簿であるので、実施機関が行う事務又は事業に関する情報に該当すると認められる。

次に本号への該当性について検討する。

実施機関は、本件公文書を公開することにより、発行者が調査研究員やその周辺にいる者に対して、営利に根差した不適当な働きかけや圧力（以下「不適当な働きかけ等」という。）を加えたり、報告書の内容について、自社の教科書の特長を適切に評価していないとか、評価する力量がないなどの非難の声を投

げかけることが採択の前後を問わず予想されるとともに、公正な採択を指導する立場にある実施機関にとっては、それを担保する手段を欠き教科用図書採択に係る所期の目的が達成されなくなり、調査研究に係る事務及び採択に係る公正かつ能率的な事務事業の遂行を不当に阻害する危険性が高いと主張している。

(ア) 実施機関の主張の核心は、教科用図書の採択後においても、本件公文書の公開により不適当な働きかけ等や非難が予想されるというところにあるので、そのように言えるかどうかを、まず検討する。

発行者は教科用図書の採択を受けるため営業活動を行っており、それが適正な営業活動の範囲を越え、時として社会的に是認されない程度、方法等に及ぶ懸念があることは、既に述べたとおりである。このような現状で、本件公文書が公開され調査研究員の氏名等が明らかになることが、実施機関の主張する事態を惹起すると言うためには、当該公開により氏名等が明らかになること自体が契機となって、それまでの状態と比較してどのような方法でどの程度の働きかけや圧力が増大し、又は増大するおそれがあるかということが、まず具体的に明らかにされる必要があるが、この点に関する実施機関の説明は具体性を欠いている。

また、採択後の公開による支障について検討すると、採択後においては、調査研究員は既にその任から離れており（調査研究員の任期は審議会が設置されている期間内である。）、次期採択以降において再任されることはないのであるから、発行者からの不適当な働きかけ等や非難がなされる可能性は極めて低いと言わなければならない。採択後において本件公文書が公開された場合、発行者がそれによって得た情報を営業活動などに利用することが予想されないではないが、調査研究員が作成に関わった報告書には、前述のごとく各教科用図書を相対的に比較の上その優劣を明らかにする記載が一切なされておらず、それぞれの有する特色等が客観的に記載されているものであることからすると、仮に営業活動の強化等を招くとしても、そのことが直ちに不適当な働きかけ等や非難につながるものではない。

したがって、それでもなお、営業活動の強化等が不適当な働きかけ等や非難につながると言うには、その理由が具体的かつ客観的に説明されるべきところ、実施機関の主張はそれが欠けている。

以上から、本件公文書の公開が、実施機関主張のごとく発行者による不適当な働きかけ等や非難を招来することは認められない。

(イ) また、実施機関は、本件公文書の公開により不適当な働きかけ等や非難があった場合は、調査研究員の日頃の教育活動に支障を來すこととなり、調査研究員の引き受け手がいなくなると主張しているが、この主張は、調査研究

員に対する不適当な働きかけ等や非難が行われることを前提として成り立つものであり、上記（ア）に述べるとおり、そのような事態が生じるとは認められない以上、これを採用することはできない。

(ウ) 次に、実施機関は、発行者は調査研究員が次期の教科用図書採択時に採択地区の調査研究員に任じられる可能性があることや将来にわたって教科用図書採択に大きな影響力を持つ可能性が高いとの認識から、調査研究員であった者に対して継続的な働きかけを行うことが予想され、教科用図書の調査研究及び採択に係る公正かつ能率的な事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがあると主張しているので、この点について検討する。

本件公文書が、事務事業の遂行に支障が生ずるおそれのあるものに当たると言うには、公開により単に抽象的に支障が生ずる可能性があるというだけでは足りず、当該情報の内容及び性質等に照らし、そのような支障の生ずるおそれが具体的かつ客観的に認められることを要するものである。

発行者が、次期採択時に採択地区の調査研究員に任じられる可能性があるなどの認識を持つと言うからには、調査研究員であった者が次期採択時において採択地区の調査研究員に任命されている実態などの事実を明らかにしながら、発行者がそのような認識を持つに至る客観的な根拠をまず具体的に説明する必要があるが、実施機関の主張にはそれが欠けている。

また、仮にそのような認識を持つとしても、そのことによって継続的な働きかけを行うことが予想され、事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがあると言うには、次期以降の採択において調査研究員であった者が担う役割などを明らかにしたうえで、発行者がどのような必要性があつて継続的な働きかけを行うこととなるのか、そしてそのことが事務事業の遂行にどのような支障を及ぼすことになるかについて、具体的かつ客観的に説明されるべきところ、実施機関の主張はこの点についても明らかにされていない。

以上から、実施機関のいずれの主張についても、これを認めることはできない。

したがって、本件公文書は本号に該当しない。

(2) 条例第6条第1項第6号該当性について

ア 本号の解釈について

本号は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報（通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認めら

れるものに限る。) その他の公開することにより関係当事者間の信頼関係を著しく損なうおそれのある情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、実施機関が、個人又は法人等からの協力を得て、施策の立案、事務の執行等をしていることが多いことから、実施機関と当該関係当事者との信頼関係を維持し、行政の円滑な運営を確保するため、公開することにより、実施機関と関係当事者との信頼関係が著しく損なわれるおそれのある情報は、公開しないことができることとしたものである。

イ 本件公文書の該当性について

実施機関は、任意提供情報に該当するとともに、調査研究員に対してその氏名等を公開しない旨約束していることから、本件公文書を公開すると、その信頼関係が損なわれ、今後の同事業等への協力が得られなくなるおそれがあると主張しているので、まず任意提供情報の該当性について検討する。

任意提供情報とは、実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、非公開とする約束の下に法令等の根拠に基づかず相手方の任意の協力等により実施機関に提供された情報であるとされている。

本件公文書は、秋田県教科用図書選定審議会規則第1条第6項の規定に基づき、教科用図書の専門的な調査研究を行わせるために、実施機関が任命した調査研究員等の名簿であり、任意に実施機関に提供された情報に当たらないことは明白である。

次に任意提供情報に該当しないものの、公開により関係当事者間の信頼関係を著しく損なうおそれのある情報に該当するかどうかを検討する。

本号でいう「関係当事者間の信頼関係を著しく損なうおそれ」とは、公開することにより、それ以降における情報収集や相手方の理解、協力等を得ることができなくなったり、約束・契約違反の責任が追及され、損害賠償責任の原因となったりするなど関係当事者間の信頼関係が破壊されるような事態をいうものであり、単に相手方が不快、不信の念を抱く程度のものはこれに該当しないものである。

調査研究員は、一定の選定基準の下に関係者の推薦を受けて任命されるものであり、その氏名等が公開されるとても、教科用図書採択という重要な教育行政の遂行に伴うものであり、受忍すべきものと考えられるところ、本件公文書が公開された場合、公開しない旨約束をした実施機関に対して調査研究員が不快、不信の念を抱くことはあり得るとしても、そのことが関係当事者間の信頼関係を破壊するような事態を招くとまでは、直ちに断定することはできない。

本号に該当するというためには、本件公文書が公開されると、次期採択以降において、調査研究員の任命を拒否されるなど相手方の理解、協力等を得られない事態となることが具体的かつ客観的に説明される必要があるが、実施機関の主張はそれを欠いている。

したがって、本件公文書が本号に該当するとは認められない。

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成11年12月24日	・ 諒 問 (第65号)
平成12年3月21日	・ 実施機関（教育庁義務教育課）からの非公開理由説明書の受理
平成12年3月30日	・ 異議申立人からの非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成12年5月26日 (第94回審査会)	・ 異議申立人から意見の聴取
平成12年7月27日 (第96回審査会)	・ 実施機関から非公開理由の聴取
平成12年9月19日 (第98回審査会)	・ 審 議
平成12年10月19日 (第100回審査会)	・ 審 議
平成12年11月20日 (第102回審査会)	・ 審 議
平成12年12月22日 (第104回審査会)	・ 審 議

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について、平成11年11月29日付けで秋田県教育委員会が行った非公開決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

教育委員会の非公開理由説明書によれば、非公開の理由は次のように要約されると思われる。すなわち、調査研究員の氏名、肩書を公開すると、

- ・ 調査研究員に対して教科書発行関係者が営利に根差した不適当な働きかけや圧力をかける。
- ・ 不採択となった教科書発行者が調査研究員に、自社の教科書を評価していないとか、研究員の力量不足を非難したりするので、研究員が精神的な圧迫を受ける。
- ・ 教師である研究員の日常的な教育活動に重大な支障をきたす。
- ・ そうなれば、誰も調査研究員になりたがらず、教科書採択事業の遂行が極めて困難になる

というものである。

上記の不適当な働きかけや圧力をかける、力量不足の非難、精神的圧迫、あるいは教育活動に支障をきたす、また教科書採択事業の遂行が困難になるといった事態は、すべておそれがある、懸念がある、予想される、危険性が高いという未来推量的な可能性の予測に基づくものであって現実的なものでは決してない。教科書採択事業は、文部省の通達にもあるとおり、国民に開かれたものでなければならない。教科書採択の核心部分である報告書や調査研究員が非公開となるのであれば、採択事業は伏魔殿といわれてもやむを得ないのでないのではないか。

実施機関のいう上記の未来予測的事態をひきおこす教科書発行者の行為は、犯罪を構成するに十分であると思われるので、このような働きかけや非難があったときは、しかるべき機関に告発、告訴して対処するのが法治国家の行政なのであって、氏名、肩書を秘匿することでそうした事態を未然に防ごうというのは、自由主義国家の行政のありようではないと思うのである。

かつて教科書採択の過程で、研究員の氏名、肩書を非公開としなかったことで、実施機関のいうような弊害が生じていたのであろうか。もしそうだとすれば、経験則上、非公開とする理由にも十分根拠があると思われる。しかし、翻って、もしそうだとすれば、かつての教科書採択は、贈賄、強要、脅迫、業務妨害等の犯罪行為にまみれていたことになるのではないだろうか。一部暴力勢力の犯罪行為に屈したからこそ、今日のような自虐的内容の歴史教科書ができるのであろう。むべなるかなである。

同種情報公開の例は、宮城県の場合、すべて公開されている。公開されたことで実施

機関のいうような事態の報告はないという。昔ならいざしらず、いまどき犯罪まがいの売り込みで自社の教科書を採択してもらおうなどと企むものはないだろう。各教科書会社は、自社の教科書に自信をもって採択に望んでいるのが実情であろう。結果として採択されなかつたとしても、それは自由競争原理の当然の帰結であつて各社ともそのことは十分承知しているのではないか。それが自由で公正な社会の基本的了解事項なのである。いたずらな秘匿主義は、自由主義社会の最も忌み嫌うところである。本県の情報公開条例の存在意義も、その点にあるのではないか。

風がふけば桶屋がもうかるという俗諺がある。実施機関の非公開理由は、風がふけば桶屋がぶぶれるというほどの牽強付会ぶりに私には思われる。李下に冠をたださずともいう。実施機関の姿勢は、研究員を非公開とすることで、冠をただしているのではないかと疑わせるものがある。もとよりこのようなことあるはずがないと確信している。いたずらな秘密主義を捨て、自由で闊達な討論や議論を重ねてこそ、眞の21世紀を担う歴史教科書ができるゆえんであると信ずる。

県教育委員会では、教科用図書採択の適正な実施を図るため、調査研究員を置いて、採択の対象となる教科用図書の調査研究を行わせ、各採択地区の調査研究及び教科用図書選定の重要な資料となる教科用図書調査研究報告書を作成している。

調査研究員は、その任務にかかわって教科書発行関係者などが高い関心をもつ者であることから、氏名等については極めて守秘を要するものであり、これを公開することは、種々の弊害を招くおそれがある。以下、情報公開条例に沿って、本件公文書を非公開とした理由を説明する。

1 条例第6条第1項第5号該当性について

調査研究員が調査研究報告書に記載する内容は、教科用図書選定のための重要な手がかりとなることから、採択の結果が営利に直接結びつく教科書発行者にとっては、その内容はもとより、調査研究員そのものが最大の関心事になる。

そのため、県教育委員会では、調査研究員にかかわるいかなる情報も教科書発行関係者などに漏れ伝わることがないよう、これまで万全を期してきたのである。

調査研究員の氏名等を公開した場合は、教科書発行関係者などが調査研究員やその周辺にいる者に対して、営利に根差した不適当な働きかけや圧力をかけることが十分予想される。このような懸念は、採択後においても払拭することはできない。なお、その周辺にいる者とは、調査研究員とともにその教科において研究会等で活躍している者などをいう。

また、調査研究員の氏名等が公開されることにより、次のような懸念される事態が生ずると予想される。

- ・ 調査研究報告書には、一教科について複数の教科書発行者の特長を記載しているが、調査研究はあくまで、本県児童の実態及び地域の特性に合致しているかという観点でなされている。そのため、調査研究報告書に記載された内容について、特に、採択されなかつた教科書発行関係者などが調査研究員に対し、自社の教科書の特長を適切に評価していないとか、評価する力量がないなどの非難の声を投げかけることが予想され、調査研究員が直接的に精神的な圧迫を受けることになりかねない。
- ・ 調査研究員は、学校で実際に教鞭をとる教師であり、教科用図書採択に関して、教科書発行関係者などから非難や過度な働きかけがあった場合は、その精神的な負担から、教師としての本務である授業を中心とした日頃の教育活動に重大な支障をきたすことになる。
- ・ 県教育委員会が調査研究員に対して、その氏名等を守秘することの約束を違え、これを公開することは、県教育委員会と調査研究員との信頼関係が著しく損なわれることになる。氏名等が公開されれば、それ以降、調査研究員を委任された者が本事業にかかる非難や働きかけ等の渦中に巻き込まれることに対する忌避を理由に、調査研究員の委任を拒否することが予想され、結果として、県教育委員会が進める

当該事務事業の能率的な遂行が極めて困難になる。

- ・ 調査研究員の引き受け手がない場合は、県教育委員会としては調査研究報告書を作成することはほとんど不可能である。このことは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定による教科用図書の研究の適正な執行を妨げるものであり、県教育委員会が法に基づいた当該事務事業を履行できないという事態を生じさせかねないことになる。
- ・ 県教育委員会が調査研究報告書を作成することができないという事態が生ずれば、当然、採択地区にこれを送付することができず、調査研究報告書を教科用図書採択の拠り所としている採択地区協議会においては、教科用図書採択の有力な決め手を欠くことになり、結果として、採択地区における教科用図書の採択業務に重大な支障をきたすことになる。
- ・ 県教育委員会が調査研究報告書を採択地区に送付できないという事態は、法10条の規定する「適切な指導、助言又は援助」について、県教育委員会がそれを履行できないという重大な事態に陥りかねないことになる。
- ・ 教科書発行関係者などは、県教育委員会から調査研究員に委任された者が、次の教科用図書採択の時に採択地区の調査研究員に任せられる可能性があるとの認識から、その者に対して継続的な働きかけを行うことが予想され、教科用図書の公正な採択事務に支障が生ずるおそれがでてくる。
- ・ 教科書発行関係者などは、その調査研究員が将来にわたって教科書採択に大きな影響力を及ぼす可能性が高いとの認識から、調査研究員であった者に対して、継続的な働きかけを行うことが予想され、その者の精神的な負担が永く強いられることになる。

以上の理由から、調査研究員の氏名等を公開することは、教科用図書の調査研究に関する事務の能率的な遂行に重大な支障を及ぼすおそれが極めて高く、また、公正な採択を指導する立場にある県教育委員会にとっては、それを担保する手段を欠くことになり、教科用図書採択に係る所期の目的が達成できなくなる。

したがって、調査研究員の氏名等を公開することは、調査研究に係る事務及び採択に係る公正かつ能率的な事務事業の遂行を不當に阻害する危険性があまりにも高いものと判断し、本号に該当するものとして非公開とした。

2 条例第6条第1項第6号該当性について

県教育委員会は、調査研究員に対しては、安心して調査研究が進められ公正な採択が行われるよう、その氏名等については、公開しないことを約束したものである。

したがって、調査研究員は、公にしないとの条件で任意に提供された情報に該当するものと判断している。もし、県教育委員会が公にしないとの約束を違えて、これを公開した場合は、公正確保を担保することができないだけでなく、県教育委員会が自らこの約束を反故することとなり、前述したように県教育委員会と調査研究員との信頼関係は著しく損なわれることになる。

結果として、調査研究員に多大な迷惑と大きな不安を与え、以後の同事業の遂行への協力だけでなく、関連事業への協力も得られなくなるおそれがある。

秋田県公文書公開審査会委員名簿（50音順）

区分	氏名	職名
会長代理	小賀野 晶一	秋田大学教育文化学部教授
	佐藤了子	聖靈女子短期大学講師
	柴田一宏	弁護士
会長	平川信夫	弁護士
	古田重明	秋田経済法科大学法学部教授

(平成13年1月19日現在)